

第34回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年5月20日
 告示番号 第11号
 会議年月日 令和6年5月27日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
 局長補佐 佐藤 正浩
 主任主査 金野 亨
 主査 佐川 千恵

本日の案件 第34回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時40分

議	長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第34回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、9番 畠山 信吾 委員より遅れる旨の連絡がありました。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に3番 佐藤 喜明 委員、4番 小澤 仁 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、金野 主任主査、佐川 主査 を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第81号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。 1ページをお開き願います。 報告第81号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から12ページの第54号までの54件、53名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年5月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第81号」の説明を終わります。

議 長

ご質問ございませんか。

22番

佐藤 多賀幸 委員

局 長

22番 佐藤 多賀幸 委員

確認です。

16番と21番は同じ被相続人という事によろしいですね。

お答えいたします。

被相続人は同一の方で間違いございません。

議 長

よろしいですね。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第81号」の質疑を終わります。

議 長

次に、「報告第82号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

13ページをお開き願います。

報告第82号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第5号までの5件5

筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりであり、現状変更の理由は、いずれも作業の効率化のための畦畔の切土となっております。

なお、藤沢地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第82号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第82号」の質疑を終わります。

次に、「報告第83号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

14ページをお開き願います。

報告第83号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

第1号は、藤沢地域に係る取下げです。

本件は追認案件ですが、転用目的となっている格納庫について、建築基準法に基づく建築確認申請を怠っていたことが判明し、今後の手続きに時間を要するため取下げするものです。

第2号は、一関地域に係る取下げです。

取下げ願い出人は、蓄電池事業のための施設用地として農地転用申請をしましたが、農地以外の土地を並行して検討する必要が生じたため取下げするものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第83号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議
議

局

長
長

長

なければ、「報告第 83 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 227 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

15ページをお開き願います。

議案第227号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請 7 件です。

第 1 号と第 2 号については、譲渡人と譲受人の間で、利便性を向上させるため農地を交換しようとするものです。

第 3 号については、譲渡人が耕作管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの 7 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

16ページをお開き願います。

第 4 号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 5 号と第 6 号については、譲渡人と譲受人の間で、利便性を向上させるため農地を交換しようとするものです。

17ページをお開き願います。

第 7 号については、譲渡人が耕作が不便で管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの 5 年間となっております。

次に、花泉地域に係る申請 1 件です。

第 8 号については、譲渡人がけがにより耕作管理できない状態になったことから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請 3 件です。

18ページをお開き願います。

第 9 号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年6月30日までの 5 年間となっております。

第10号については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人の子であり後継者である譲受人に生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

19ページをお開き願います。

第11号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得し耕作しようとするものです。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第12号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態であることから、実際の耕作者である譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第13号と20ページの第14号については、いずれも譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請4件です。

20ページから21ページにかけての第15号から第17号については、いずれも譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態であることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第18号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が近隣の宅地とあわせて農地を取得し営農を開始しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上、18件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第227号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年5月13日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、私 山本、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野寺委員、事務局職員 金野主任主査、農政推

議 長

11番
山本 佳範 委員

議 長
16番
及川 治雄 委員

進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第1号から第7号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年5月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、及川委員、支所職員 千葉係長と行いました。

報告内容、第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
23番
鈴木 勝 委員

現地調査日、令和6年5月10日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 畠山委員、私 鈴木、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、支所職員 佐藤主任主事と行いました。

報告内容、第9号から第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
5番
佐藤 繁 委員

現地調査日、令和6年5月10日、金曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、渡邊委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ない

議 長
12番
藤原 美喜男 委員

と思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和6年5月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 岩渕委員、支所職員 吉田係長、小野寺主任主事で行いました。

報告内容、第13号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

議 長
18番
佐々木 栄一 委員

現地調査日、令和6年5月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐々木、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、菅原委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第15号から第18号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとこのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第227号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第227号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第 228 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

22ページをお開き願います。

議案第228号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、藤沢地域の 1 件です。

第 1 号は、申請人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

以上、1 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 228 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

18番

藤沢地域の農地法第 4 条現地調査の報告をいたします。

佐々木 栄一 委員

現地調査日、令和 6 年 5 月 10 日、金曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 私 佐々木、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、菅原委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。

第 1 号、申請地は、藤沢支所から西に約 4.3 km の位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、東側、西側及び南側は道となっている。

申請人が隣接する農業用格納庫を改築し、産直施設とするのにあわせ、附帯する駐車場を設置する計画であり、雨水による影響も考えられないため周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第 228 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p>
		(挙手満場)
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 228 号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 229 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>23ページをお開き願います。</p> <p>議案第229号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。</p> <p>最初に、一関地域に係る申請 4 件です。</p> <p>第 1 号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。</p> <p>第 2 号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。</p> <p>第 3 号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。</p> <p>第 4 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。</p> <p>次に、大東地域に係る申請 1 件です。</p> <p>第 5 号は、借受人が圃場整備工事に係る工事事務所及び資材仮置場等として利用するため一時転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、3 年以内の一時転用は認められています。</p> <p>次に、千厩地域に係る申請 1 件です。</p> <p>第 6 号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するもの</p>

議 長

11番
山本 佳範 委員

です。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第229号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関市役所から南西に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が公衆用道路、東側が宅地、西側が宅地及び農地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請地は、一関市役所から西に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が用悪水路、東側が原野、西側が農地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請地は、一関市役所から南西に約2.0kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が道、東側及び西側が農地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請地は、一関ICから西に約4.5kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が農地、南側が公衆用道路、東側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長 23番 鈴木 勝 委員	議 長 5 番 佐藤 繁 委員	議 長 議 長 4 番 小澤 仁 委員 佐藤局長補佐	議 長 11番 山本 佳範 委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第5号、申請地は、大東支所から南東に約3.9kmの位置にあり、北側、南側及び西側が農地、東側が道となっている。</p> <p>申請人が仮設事務所等を一時的に設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第6号、申請地は、JR千厩駅から南東に約0.3kmの位置にあり、周囲は北側、西側、南側が宅地、東側が原野となっている。</p> <p>申請人が自己住宅を建築する計画であるが、周辺に農地は無く、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>4番 小澤 仁 委員 2番の案件が安すぎるのは、なにか理由があるのですか。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>当事者間の合意があるので、特にこちらでは関知しておりません。</p> <p>11番 山本 佳範 委員 国税から贈与税の請求があると思うので、私どもがとやかく言うことではないです。</p>
---------------------------	---------------------------	--	----------------------------	---

議	長	<p>よろしいですね。 その他ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第 229 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。 よって、「議案第 229 号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 230 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 25ページをお開き願います。 議案第230号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、一関地域の 2 件です。 第 1 号は、転用事業者が下水道工事の発生土処理場として令和 3 年 9 月 28 日付けで一時転用許可を受けていましたが、新たに受注した下水道工事の発生土を申請地の奥の原野に運搬し処理する通路として使用するため、転用理由の変更と転用期間の延長を申請するものです。 第 2 号は、転用事業者が公共工事の発生土処理場として令和 3 年 9 月 28 日付けで一時転用許可を受けていましたが、工事の受注の減少により発生土処理量が計画量に達しなかったため、今後の工事受注に伴う発生土処理に備え、申請地を継続して利用したいことから一時転用期間の延長を申請するものです。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第 230 号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p>

佐藤局長補佐

「議案第 230 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第230号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 231 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

27ページをお開き願います。

議案第231号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

28ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が8件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が25件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から29ページの第5号までの5件は、一関地域に係る申請です。

30ページをお開き願います。

第6号から第7号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

31ページをお開き願います。

第8号は、大東地域に係る申請です。

32ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号は、花泉地域に係る申請です。

33ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から37ページ第14号までの14件は、一関地域に係る申請です。

第15号は、大東地域に係る申請です。

38ページをお開き願います。

第16号は、千厩地域に係る申請です。

第17号から39ページ第20号までの4件は、東山地域に係る申請です。

第21号から41ページ第25号までの5件は、室根地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

		<p>また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第 231 号」の説明を終わります。</p> <p>なお、「貸借権設定」第 5 号については、6 番 菅原 吉昭 委員が「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 17 号から第 20 号については、24 番 鈴木 弘也 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 231 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を「貸借権設定」第 5 号、「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 17 号から第 20 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第 231 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を「貸借権設定」第 5 号、「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第 17 号から第 20 号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 231 号」[貸借権設定] 第 5 号について審議いたします。</p> <p>菅原 吉昭 委員は退室願います。</p> <p>(午後 2 時 26 分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 231 号」[貸借権設定] 第 5 号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第 231 号」[貸借権設定] 第 5 号を可と決します。</p>

		菅原 吉昭 委員は入室願います。 (午後2時27分 入室)
議	長	菅原 吉昭 委員に申し上げます。 「議案第231号」[貸借権設定]第5号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第231号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)]第17号から第20号について審議いたします。
		鈴木 弘也 委員は退室願います。 (午後2時27分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第231号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)]第17号から第20号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第231号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)]第17号から第20号を可と決します。
		鈴木 弘也 委員は入室願います。 (午後2時28分 入室)
議	長	鈴木 弘也 委員に申し上げます。 「議案第231号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)]第17号から第20号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第232号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		42ページをお開き願います。 議案第232号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。 43ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。 第1号は、川崎地域に係る申請です。

議 長

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で説明を終わります。

以上で、「議案第 232 号」の説明を終わります。

なお、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、20番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたします。

遠藤 勝幸 委員は退室願います。

(午後 2 時 32 分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 232 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 232 号」を可と決します。

遠藤 勝幸 委員は入室願います。

(午後 2 時 33 分 入室)

議 長

遠藤 勝幸 委員に申し上げます。

「議案第 232 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決しました。

議 長

次に、「議案第 233 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

44ページをお開き願います。

議案第233号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は、4件で、一関地域2件、東山地域1件、藤沢地域1件です。

第1号から第3号までの3件は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっております。

議 長

11番
山本 佳範 委員

議 長

7番
佐藤 想司 委員

ます。

45ページの第4号は、農地転用許可が不要な、2アール未満の農業用施設として使用しているものです。

以上4件について、農地性は失われていると判断するものです。

説明を終わります。

以上で「議案第233号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約5.3kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が農地、南側が農地及び宅地、西側が道となっている。

平成11年頃から69-1は駐車場及び資材置き場として使用しており、既に農地性は失われている。

第2号、申請地は、一関市役所から北東に約0.9kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側及び西側が公衆用道路、南側が農地となっている。

平成15年頃から108は工事現場事務所跡地及び資材置き場として使用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年5月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、支所職員 佐藤係長、菊池主任主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請地は、東山支所から北西へ約2kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が道路、南側が田、西側が山林となって

		いる。
		昭和57年以前より居宅への通路として利用されており、既に農地性は失われている。
議	長	報告は以上です。
18番		ありがとうございました。
佐々木 栄一 委員		次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。 藤沢地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員に関しましては3条4条と同じでございますので割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第4号、申請地は、藤沢支所から西に約4.3kmの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、東側、西側及び南側は道となっている。 平成21年頃から農業用格納庫及び通路として利用しており、既に農地性は失われている。 報告は以上です。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。
議	長	
議	長	21番 畠山 潔 委員
21番		証明願の交付によって登記することになると思うが、1番と4番の図面の面積と資料の面積が違うのはなぜですか。
畠山 潔 委員		若干、休憩いたします。
議	長	(休憩)
議	長	休憩中の会議を再開いたします。
佐藤局長補佐		事務局、お答え願います。 お答えいたします。 それぞれ分筆したものです。地図上の表現が古いので、今後は是正いたします。
議	長	よろしいですね。
		その他ございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第233号 農地法の適用外であることの証明願に対する

		可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
議	長	よって、「議案第 233 号」を可と決します。
		次に、「議案第 234 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
佐藤局長補佐		46ページをお開き願います。
		議案第234号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。
		土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。
		47ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、一関地域 4 件、大東地域 2 件、東山地域 3 件、室根地域 1 件の計10件です。
		新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 234 号」の説明を終わります。
		なお、「土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認」について、7 番 佐藤 想司 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたします。
		佐藤 想司 委員は退室願います。
		(午後 2 時 51 分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 234 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 234 号」を可と決します。
		佐藤 想司 委員は入室願います。

局 長
議 長

(午後 2 時 52 分 入室)

佐藤 想司 委員に申し上げます。

「議案第 234 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の
交替承認について」を可と決しました。

以上で議案審議を終了いたしました。

第 34 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 53 分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員